

## 登米市及び栗原市の水道事業における安定的な水供給に向けた相互連携協力に関する協定の概要

### 1 協定締結の概要

登米市と栗原市（以下「両者」という。）は、水道事業に係る業務に関して、相互に協力及び連携を推進することに合意し、本日、協定を締結するものです。

### 2 目的・取組内容

両者が、①緊急時連絡管の整備・緊急時連絡管を介した災害時の応援、②資機材等の相互融通・共同調達、③研修などの技術継承・人材育成・組織力強化等に関し、相互に協力し連携することにより、住民へのサービスの向上を目指すものです。

### 3 協定の有効期間

令和7年1月31日から令和8年3月31日まで

※ 更新しない旨の通知があった場合を除き、本協定の実施期間は1年間ずつ更新

